改正後

目次

［第一章～第三章　略］

第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別により無線設備の条件

［第一節～第二節の十三　略］

第三節　船舶局及び海岸局並びに船舶地球局等の無線設備（第三十七条の二十八一第四十五条の三の七）

［第三節の二～第九節　略］

［第五章　略］

附則

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

［2～8　略］

9　船舶地球局、航空機地球局及び携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局（いずれも一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

［10～32　略］

第三節　船舶局及び海岸局並びに船舶地球局等の無線設備

（義務船舶局等の無線設備の条件）

第三十八条　法第三十三条の規定により義務船舶局（法第十三条第二項の船舶局をいう。以下同じ。）に備える無線設備の空中線は、通常起こり得る船舶の振動又は衝撃により破断しないように十分な強度を持つものでなければならない。

［2　略］

3　施行規則第二十八条の二第一項のインマルサット船舶地球局及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、次の条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。

［一・二　略］

4　施行規則第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち、一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備える一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでを受信する高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、総務大臣が別に告示する条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。

改正前

目次

［第一章～第三章　同上］

第四章　［同上］

［第一節～第二節の十三　同上］

第三節　船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備（第三十七条の二十八一第四十五条の三の七）

［第三節の二～第九節　同上］

［第五章　同上］

附則

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2～8　同上］

9　一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

［10～32　同上］

第三節　船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備

（義務船舶局等の無線設備の条件）

第三十八条　［同上］

［2　同上］

3　施行規則第二十八条の二第一項の船舶地球局及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、次の条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。

［一・二　同上］

［新設］